

和光市小規模契約希望者登録申請をされる方へ

【一般的事項】

この登録制度は、市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、物品の購入等の契約のうち、入札参加資格審査申請（指名参加願）をしていない方でも契約することができる「少額で内容が軽易な契約」を希望する方を登録し、積極的に見積指名業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

〔登録できる方〕

和光市内に主たる事業所を置き、入札参加資格審査申請をしていない方（入札参加資格者名簿に登載されていない方）。適法な範囲で、希望業種・建設業許可の有無・経営組織・従業員数等は問いません。

〔登録できない方〕

- ① 和光市内に主たる事業所を置いていない方（他の市町村に本店がある場合など）
- ② 成年被後見人・被保佐人・破産者で復権を得ていない方
- ③ 入札参加資格者名簿に登載されている方
- ④ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
- ⑤ 市税を滞納している方

- 1 この登録申請をした方は、「和光市小規模契約希望者登録名簿」に登載して庁内に提供し、和光市が発注する小規模な契約の際に指名業者選定の対象となり得ますが、指名や契約を約束するものではありません。また、登録をしないことによって、今後小規模契約ができなくなるものではありません。
- 2 この申請は随時受け付けますが、有効期間は令和9年（2027年）3月31日までです。その後は、2年ごとに改めて申請により、登録を受け付けます。
- 3 見積に指名された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積競争により、最も低価格の見積書を提出した者と契約することになります。なお、見積に指名されても、都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。
- 4 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って書面（契約書又は請書）により契約することとします。この場合の契約保証金は原則として免除します。
- 5 契約の履行は、和光市契約規則、和光市建設工事請負契約基準約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請負った契約は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。

- 6 請負代金の支払は、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は正当な請求を受けた日から30日（建設工事は40日）以内です。前払金・中間支払金はありません。
- 7 契約に関して談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはなりません。登録者が、業務に関して不正又は不誠実な行為等があった場合は、登録を取り消します。
- 8 この登録者名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。
- 9 登録期間中に申請内容に変更が生じた場合（商号、所在地、代表者名の変更など）には、「和光市小規模契約希望者登録変更届」を、登録を取り消す場合には、「和光市小規模契約希望者登録取消申請書」を、速やかに財政課へ提出してください。

【申請書の書き方】

- 1 「住所又は所在地」は、事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- 2 「商号又は名称」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は、記入しないでください。
- 3 「代表者職・氏名」の「職」は、法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は、「代表」と記入してください。
- 4 この申請書に押印する印鑑は、登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用するものとします。法人の場合は、代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は、形状等変形しないものを使用してください。
- 5 登録要件を確認するために、市税の納付状況を確認させていただきます。同意のご署名と押印をお願いします。
- 6 希望業種は、5業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業務を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、それらを受けていなければ申請できません。業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種の右欄に記入してください。
測量業者登録・建築士事務所登録を受けている方は、証明書の写しを添付してください。

【希望業種の記載例】

ブロック積工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付工事、土留工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、構内電気設備工事、畳製造・修繕、ふすま工事、壁紙張り付け、ガラス工事・修繕、門扉取り付け、内装間仕切り工事、家具工事、建具取り付け、サッシ取り付け、家電製品販売、スポーツ用品販売、金物・雑貨販売、砂利販売、コンクリート・ブロック販売、カメラ用品販売、パソコン販売、文房具販売、生花販売、種苗販売……

ここに記載した業種は、一例です。業種の書き方は問いません。希望する業種を具体的に分かりやすく1枠に1業種のみ記入してください。

この制度についてご不明な点は、下記担当へお問い合わせください。

和光市企画部財政課契約検査担当

電話 048-424-9100（直通） e-mail b0400@city.wako.lg.jp